



「会員獲得・理解活動」の予算策定等に関するガイドライン

2018 年 11 月 16 日 第 4 回総務財務委員会改定

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、平成 28 年度から特別に組み入れることとした「会員獲得・理解活動」に関する予算（平成 29 年第 7 回理事会決定。以下、「本予算」という）の運用について定めることを目的とする。

(会員獲得等の予算の目的と決定)

第 2 条 本予算は、会費収入の部会・支部等への配分に関する規程（0302）が定める各組織への配分金の他に、同規程第 4 条第 2 項に基づき、本ガイドラインに定める「会員獲得・理解活動」に必要な予算を各組織に配分するものである。

2 予算の決定については、他の一般予算と同様に総務財務委員会の審議および理事会の承認を得ることとする。

(会員獲得・理解活動の定義)

第 3 条 会員獲得活動とは、会員数の減少傾向に対処するため、正会員の獲得・維持、原子力関連組織からの退職者の退会防止、学生会員の増強、学生会員の就職後も正会員等としての継続、賛助会員の減口抑制等を狙いとして、主として、既に原子力分野に専門的なかわりを持つ方々を対象として、原子力学会への加入を慫慂することを目的に実施する活動をいう。

2 原子力の理解活動に資する活動とは、原子力の平和利用や放射線利用に関しての理解を高める活動に資するため、原子力分野とは専門的なかわりを持たない一般的な方々を対象に実施する活動をいう。

(会員獲得等の予算の使途)

第 4 条 会員獲得等の予算の使途は、第 3 条に示すイベント・講演会等を実施するための以下の費用とする。

- (1) 会場費
- (2) 資料作成費
- (3) 講師謝礼（交通費、必要な場合は飲み物・食事代も支給可。ただし、会員に対する謝礼は、旅費・謝金規約で認める範囲に限る）
- (4) 訴求対象者の飲み物・食事代（いずれも必要な範囲内）
- (5) イベント・講演会等の運営・講師に当たる会員の交通費、飲み物・食事代
- (6) その他、イベント・講演会等の開催に必要な費用

- 2 本予算を活用して実施するイベント・講演会以外のイベント・講演会を、本活動の一環と位置づけて、非会員の参加者を支援することは可能とするが、会員の参加者（運営・講師に当たらない者）に対する支援（旅費補助等）には支出しない。
- 3 本会が主催するイベント、講演会等にかかる第 1 項に示す必要経費の支出を可とするが、他団体が主催するイベント・講演会等への共催金や寄付金、補助には支出しない。

（予算内容の確認）

第 5 条 本予算が、特別の趣旨をもって設定されていることから、予算執行手続きにかかる規約（0301-04）第 3 条に定める執行承認に加えて、予算の執行計画が本ガイドライン第 2 条および第 3 条に則したものとなっていることを執行金額に応じて以下の確認を受けるものとする。予算外申請が承認された案件については、規約 0301-04 において、予算外承認をもって、予算執行承認を得たものとしているが、本予算については、通常の予算と同様に、下記の確認を受けるものとする。

- （1）1,000,000 円未満： 財務担当理事複数名の確認
- （2）1,000,000 円以上： 総務財務委員会での確認

（改定）

第 6 条 本ガイドラインの改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2018 年 10 月 19 日 第 3 回総務財務委員会制定。同日施行
2018 年 10 月 29 日 第 4 回理事会報告
- 2 2018 年 11 月 16 日 第 4 回総務財務委員会改定
2018 年 11 月 26 日 第 5 回理事会報告